

議案第22号

指定管理者の指定（読谷村診療所）について

読谷村公の施設における指定管理者の指定手続き等に関する条例（平成17年読谷村条例第2号）第4条の規定に基づき、読谷村診療所の管理を指定管理者に行わせたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めます。

記

1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称及び位置

名 称 読谷村診療所

位 置 読谷村字都屋167番地

2 指定管理者となる団体

名 称 一般社団法人 楽和会

住 所 読谷村字都屋167番地

氏 名 代表者 多鹿 昌幸

3 指定管理者の指定期間

自 令和8年4月1日

至 令和11年3月31日

令和8年3月3日提出

読谷村長 伊 波 篤